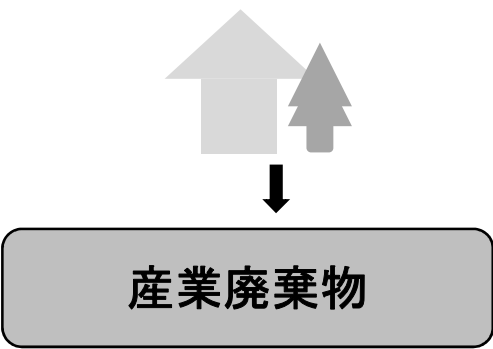
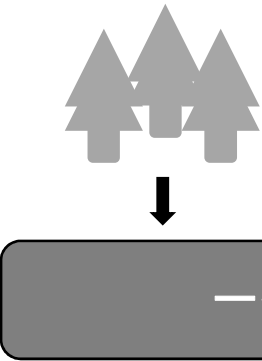
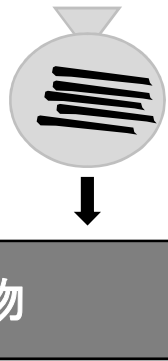


Q. 剪定した木は産業廃棄物になるの？

A. 判断のポイントは建設工事に伴って排出されたかどうかです。

建設工事を伴う	建設工事を伴わない
外構工事などに伴って排出した木くず 	業者が庭木の剪定をした木くず  施主が剪定した木くず 

◇建設工事に伴って剪定した木は産業廃棄物、伴わなければ一般廃棄物

木くずが産業廃棄物となるか一般廃棄物となるかは排出した事業者の業種、排出時の状況によって変わります。新築、改築、増築、解体といった建設工事から排出される木くずは産業廃棄物です。つまり、足場の設置や外構工事などの建設工事に伴って剪定をしたものは産業廃棄物となります。

例え事業活動に伴って排出された木くずでも、造園業者などが建設工事を伴わずに、剪定だけをして排出された木くずは一般廃棄物になります。もちろん、施主が庭木の手入れに剪定した木くずも一般廃棄物となります。

同じ木くずだからといって、施主が剪定した木くずの処理を請け負うことは、一般廃棄物収集運搬業の許可がなければできません。

今回のポイント

建設業で産廃となる木くずは工事に伴って排出されるものだけ。